平成２２年（へ）第９０号
大阪府東大阪市高井田西４丁目４番24号
申立人　株式会社浅田鉄工
代表者代表取締役　浅田　英明
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月22日
平成23年３月23日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｓ248137
金額　2,000,000円
支払期日　平成22年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成22年５月31日
振出地　大阪市
振出人　三宝電機株式会社　取締役社長　嘉納　秀一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｓ248136
金額　1,384,610円
支払期日　平成22年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成22年５月31日
振出地　大阪市
振出人　三宝電機株式会社　取締役社長　嘉納　秀一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第９１号
大阪市鶴見区今津中３丁目10番１号
申立人　城東コルク工業株式会社
代表者代表取締役　名取　秀浩
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月22日
平成23年３月23日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　NM220163
金額　882,766円
支払期日　平成23年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪中央支店
振出日　平成22年10月20日
振出地　大阪市
振出人　大西化成興業株式会社　取締役社長　大西　清
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１２号
名古屋市北区大杉２丁目10番22号
申立人　株式会社ルイス
代表者代表取締役　河方　鈴平
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月14日
平成23年３月23日　仙台簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＧ79289
金額　62,769円
支払期日　平成22年12月15日
支払地　仙台市
支払場所　株式会社七十七銀行新伝馬町支店
振出日　平成22年９月17日
振出地　仙台市
振出人　馬渕株式会社　代表取締役　馬渕　耕一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＧ81853
金額　152,518円
支払期日　平成23年１月15日
振出日　平成22年10月19日
⑵の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

平成２２年（へ）第６号
東京都杉並区下高井戸２丁目５番１号
申立人　三陽住宅資材株式会社
代表者代表取締役　西谷　修
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月21日
平成23年３月23日　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＥＡ04571
金額　1,234,691円
支払期日　平成22年12月20日
支払地　東京都小平市
支払場所　多摩信用金庫小平支店
振出日　平成22年９月15日
振出地　東京都小平市
振出人　国分寺資材株式会社　代表取締役　菊池　惠二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＥ037527
金額　2,239,042円
支払期日　平成23年２月15日
支払地　東京都東村山市
支払場所　青梅信用金庫東村山支店
振出日　平成22年８月28日
振出地　東京都東村山市
振出人　ヤマカ木材有限会社　取締役　藤田　直史
受取人　申立人
最終所持人　申立人
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＰＧ09248
金額　131,990円
支払人　大東京信用組合吉祥寺支店
支払地　東京都武蔵野市
振出日　平成22年９月21日
振出地　東京都武蔵野市
振出人　株式会社常葉工務店　代表取締役　白石　春雄
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
大阪府大阪市天王寺区玉造元町17番11号
申立人　サン写真製版株式会社
代表者代表取締役　植田　耕市
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月22日
平成23年３月23日　宇治簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　N016411
金額　774,632円
支払期日　平成23年２月５日
支払地　京都府久世郡久御山町
支払場所　株式会社京都銀行久御山町支店
振出日　平成22年９月30日
振出地　京都府久世郡久御山町
振出人　京栄フィルム株式会社　代表取締役　関戸　猛
受取人　富士パッケージ株式会社　代表取締役　吉田　清三
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
愛知県豊田市田折町折地洞30番地
申立人　牧野　泰模
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月18日
平成23年３月22日　豊田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　豊田市大沼町大官屋敷14番
畑　376平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局豊田支局明治34年１月10日受付第15号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
登記原因　明治34年１月10日付玄米貸借証書に依り
債権額　米３石
利息　無利子
弁済期　明治34年より10ヶ年間毎年12月３日
玄米３斗宛て無利子割済
抵当権者　東加茂郡下山村大字和合22番戸　簗瀬治三郎
共同担保　同所34番の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１号
新潟県佐渡市羽茂大橋2388番地
債務者　越佐木材株式会社
代表者代表取締役　仲野　悌二
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水島　俊彦
４　破産債権の届出期間　平成23年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年６月27日午後２時
新潟地方裁判所佐渡支部